公益社団法人静岡県建築士会会長 様 一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長 様

静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長

改正法円滑施行のための建築士サポート事務局の設置について

日頃より、建築行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された改正建築物省エネ法及び建築基準法が、令和7年4月から全面施行されます。

国においては、改正法を円滑に施行するため、建築確認手続き等が滞ることのないようにすることを目的に、全都道府県において申請者の困りごとを相談できる体制(サポート体制)を構築することとしています。

つきましては、県内のサポート体制を構築するにあたり、本県においても建築士サポートセンター事務局を設置しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 建築士サポートセンターの概要
- (1) 事務局 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
- (2) 時期 令和7年1月6日(月)~3月31日(月)
- (3) サポートの内容・申込方法 別添チラシのとおり

2 その他

・都道府県の建築士サポートセンター開設状況等については、一般財団法人日本建築防災協会が建築士サポートセンターに関するポータルサイトを設置しています。下記 URL を御確認ください。

URL: https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/

担 当:建築確認検査室 大石

電 話:054-221-3345

E-mail: kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp